

定期監査結果報告書

1 監査の対象及び範囲

生活環境部、会計室・検査官、選挙・監査・公平委員会事務局、農業委員会事務局、市立加西病院の所管に属する令和3年4月1日から令和3年11月30日までに執行された財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

2 監査実施の期間

令和4年1月5日から令和4年2月7日まで
(委員監査：令和4年1月27日)

3 監査の方法

監査にあたっては、あらかじめ必要があると認められる監査資料の提出を求め、それぞれ抽出により関係帳簿、関係書類等の調査を行うとともに、令和4年1月27日に職員から説明を聴取した。

4 監査項目

- (1) 予算の執行に関する事務
- (2) 収入に関する事務
- (3) 支出に関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 財産管理に関する事務
- (6) 工事の執行に関する事務
- (7) その他経営に係る事業の管理

5 監査の着眼点

業務委託、工事請負等の入札及び契約、補助金について、部門ごとに抽出したその関係書類の提示を求め執行内容の確認を行った。

6 監査の結果

あらかじめ提出を求めた所定の監査資料に基づき、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について監査した結果、各部門とも所管の事務事業についてはおおむね良好に処理されており、適正な予算執行がされていると認められた。

しかしながら、契約事務の一部において不備が見受けられ、それぞれの監査の中で注意を促したところである。監査の概要は後述するとおりであり、厳しい財政状況のもと、各部門とも多岐にわたる事務事業に職員一丸となって全力で取り組まれているところであるが、加西市働き方改革の基本方針・アクションプランに基づき、業務量の増加等による職員の健康面と事務執行の効率化に

配慮されたい。

また、今後とも、市民生活の更なる向上及び市政発展のため、計画的な事業推進を図るとともに、引き続き行財政改革プランに基づく徹底した行財政改革を推進し、財政の健全化と効率的な行財政運営を推進されたい。

監査結果は次のとおりであるが、各課における監査結果の『指摘事項』に対して、今後、必要な措置を講ずるとともに、現時点での措置内容を監査委員まで報告して頂きたい。合わせて、この報告書に記載を省略した監査当日の監査委員からの口頭意見、事務局職員の事前確認事項にも留意し、適正な事務の執行に努められたい。

7 措置内容の報告期限

令和4年3月7日（月）

《 共通の指摘事項 》

今回定期監査を行った所属においては、56名の会計年度任用職員が任用されているが、そのうち5年以上同一の所属に勤務する者が22名（39%）にも及んでいる。さらにその中には10年を超えて同一所属に勤務する者も8名（14%）存在している。

組織の硬直化を回避し本人の活力を維持するとともに、職員の入れ替わりに伴う新たな視点からの業務の見直しも求められるため、同一所属での長期間勤務を解消し、人事の流動化を図るべきである。

《 各課における監査結果 》

< 生活環境部 >

（ 上下水道管理課 ）

1 業務の概要

上下水道管理課は、部の庶務及び連絡調整、条例及び規定等の制定並びに改廃、上下水道お客さまセンター、上下水道事業会計予算の編成及び執行、事務執行に係る諸契約の締結、資産の取得、管理及び処分、企業債の計画及び借入並びに一時借入金、決算調整等に関する事務を担当している。

2 予算執行状況

所管の事務事業のうち、水道事業、公共下水道事業、農業集落排水事業、コミュニティプラント事業などの執行内容についてみたところ、おおむね適正に執行されており、その他の事務についても、適正に処理されていると認められた。

3 指摘事項

地方自治体契約の支払遅延に対する遅延利率は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（地方自治体は準用される）に基づき、財務省告示の利率によらなければならない。

ところが、令和2年4月1日締結の契約書において、正しくは遅延利率2.6%であるところを、それ以前の遅延利率である2.7%で契約を締結している。

財務省告示の遅延利率は、毎年見直されるので、契約締結時には財務省告示を確認すべきである。

（上下水道課）

1 業務の概要

上下水道課は、水道施設管理、水質検査、配水施設の維持管理、給水管及び給水装置台帳の整理、水道指定工事業者の指定、生活排水処理計画、公共下水道等の設計及び施工、合併処理浄化槽事業、排水設備工事責任技術者の登録、指定工事店の指定及び指導等に関する事務を担当している。

2 予算執行状況

所管の事務事業のうち、水道施設整備事業、上水道給水事業、下水道整備事業、下水道維持管理事業などの執行内容についてみたところ、おおむね適正に執行されており、その他の事務についても、適正に処理されていると認められた。

3 指摘事項

契約書の契約条項の一部に、鉛筆書きしたものや未記入部分がある契約書が見受けられた。

これらの契約書は、当該条項部分については相手方に白紙委任したことになり、本市が不利益を被ることにつながりかねない。

契約書はもちろんのこと、決裁書等の公文書作成にあたっては、事後に修正可能な鉛筆を使用すべきでない。

（環境課）

1 業務の概要

環境課は、加西市環境基本計画策定、地球温暖化対策推進、生物多様性の保全、環境保全、加西市斎場維持管理、犬の登録及び狂犬病の予防注射、環境マネジメントシステム、ごみ対策、クリーンセンター、衛生センター等に関する事務を担当している。

2 予算執行状況

所管事務のうち、環境衛生事業、環境保全対策事業、生物多様性地域戦略推進事業、火葬場管理、ごみ減量対策事業、塵芥処理事業、衛生センター管理な

どの執行内容についてみたところ、おおむね適正に執行されており、その他の事務についても、適正に処理されていると認められた。

3 指摘事項

地方自治体契約の支払遅延に対する遅延利率は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（地方自治体は準用される）に基づき、財務省告示の利率によらなければならない。

ところが、令和3年4月1日締結の契約書において、正しくは遅延利率2.5%であるところを、それ以前の遅延利率である2.7%で契約を締結している。

財務省告示の遅延利率は、毎年見直されるので、契約締結時には財務省告示を確認すべきである。

（環境課・公園墓地整備事業特別会計）

1 業務の概要

環境課・公園墓地整備事業特別会計は、加西市公園墓地の維持管理及び運営等に関する事務を担当している。

2 予算執行状況

所管の事務事業のうち、公園墓地整備事業の執行内容についてみたところ、おおむね適正に執行されており、その他の事務についても、適正に処理されていると認められた。

< 会計室・検査官 >

1 業務の概要

会計室・検査官は、出納事務の企画、調整及び能率化、現金及び有価証券並びに担保物の出納保管、支出命令の審査及び支出負担行為の確認、収納、決算調製、現金及び財産の記録、指定金融機関及び市公金取扱機関、工事等の検査業務等に関する事務を担当している。

2 予算執行状況

所管の事務事業のうち、会計管理の執行内容についてみたところ、おおむね適正に執行されており、その他の事務についても、適正に処理されていると認められた。

< 選挙・監査・公平委員会事務局 >

1 業務の概要

選挙・監査・公平委員会事務局は、選挙の管理執行等に関すること、財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び行政事務の執行の監査等に関すること、職員の勤務条件に関する措置要求及び不利益処分の不服申立ての審査等に関する事務を担当している。

2 予算執行状況

所管の事務事業のうち、選挙管理委員会運営費、常時啓発事業、知事選挙費、衆議院議員選挙費、監査委員運営費、公平委員会運営費等の執行内容についてみたところ、おおむね適正に執行されており、その他の事務についても、適正に処理されていると認められた。

< 農業委員会事務局 >

1 業務の概要

農業委員会事務局は、委員会の運営、農業振興対策、農地転用、農地権利移動及び賃貸借の解約、農家台帳の補正補完等整備事務、農業者年金、農用地利用集積事業、開拓財産等に関する事務を担当している。

2 予算執行状況

所管の事務事業のうち、農業委員会事務費の執行内容についてみたところ、おおむね適正に執行されており、その他の事務についても、適正に処理されていると認められた。

3 指摘事項

地方自治体契約の支払遅延に対する遅延利率は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（地方自治体は準用される）に基づき、財務省告示の利率によらなければならない。

ところが、令和3年4月1日締結の契約書において、正しくは遅延利率2.5%であるところを、それ以前の遅延利率である2.6%で契約を締結している。

財務省告示の遅延利率は、毎年見直されるので、契約締結時には財務省告示を確認すべきである。

< 市立加西病院 >

（ 病院総務課 ）

1 業務の概要

病院総務課は、病院の渉外、人事及び給与に係る連絡調整、病院事業の企画、調査研究、予算の編成、財務諸表の作成及び財務分析に関する事務を担当している。

2 予算執行状況

所管の事務事業のうち、病院事業の執行内容についてみたところ、おおむね適正に執行されており、その他の事務についても、適正に処理されていると認められた。

3 指摘事項

市立加西病院の経営改善については決算審査においても指摘したところであるが、建替えに着手するうえでの前提条件である人件費の削減に向けた動きが未だ見受けられない。

令和2年度決算における給与費は約31億円であるが、病院改革プランによると令和7年度を目標とする開院時にはこれを約23億円まで削減しなくてはならないが、退職不補充のみではこれを実現できず、給与水準の見直しは不可避である。

短期間でのあまりに急激な削減は実現困難と見込まれるため、職員の生活維持にも配慮しつつ、段階的な削減を早期に開始しなくてはならない。

見直しに向けた検討組織を病院、市当局共同で立ち上げ、遅くとも建設に着手するまでには、改革プラン実現にむけた具体的かつ実効性ある処方箋を確立すべきである。

(施設用度課)

1 業務の概要

用度管理課は、医療用器械備品の購入及び修理、不用品の処分電子計算機による物品経理システム管理、所管に属する契約、行政財産の使用等に関する事務を担当している。

2 予算執行状況

所管の事務事業のうち、施設維持管理、医療機器等購入などの執行内容についてみたところ、おおむね適正に執行されており、その他の事務についても、適正に処理されていると認められた。

(医事課)

1 業務の概要

医事課は、診療受付、窓口徴収、未収金の管理・整理、診療情報管理、診療支援、診療報酬の請求、労災の請求、行政機関・一般業者との契約、病院医療情報システム、電子カルテの運用、院内ネットワーク、医事統計等に関する事務を担当している。

2 予算執行状況

所管の事務事業のうち、外来医療業務、入院医療業務、医療情報管理業務、病歴管理業務などの執行内容についてみたところ、おおむね適正に執行されており、その他の事務についても、適正に処理されていると認められた。

3 指摘事項

(1) 地方自治体契約の支払遅延に対する遅延利率は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(地方自治体は準用される)に基づき、財務省告示の利率によらなければならない。

ところが、令和3年4月1日締結の契約書において、正しくは遅延利率2.5%であるところを、14.6%で契約を締結している。

財務省告示の遅延利率は、毎年見直されるので、契約締結時には財務省告示を確認すべきである。

(2) 契約書において合意管轄の条項がないものや、あっても東京地方裁判所等を合意管轄するものがある。

訴訟は被告の所在地を管轄する裁判所に提訴することを原則とするが、当事者で任意の裁判所を予め定めることができる（合意管轄）とされている。遠隔地での訴訟となると、弁護士や職員の出張旅費・宿泊費等の費用が増大するだけでなく、往復にかかる時間的ロスも増えるので、加西市を管轄する裁判所を合意管轄とする条項を挿入又は改正することが望まれる。